



平成 26 年 3 月 6 日

各 位

会 社 名 トラストホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 靖司
(コード番号：3286 東証マザーズ・福証Q-Board)
問合せ先 取締役管理部長 矢羽田 弘
(TEL. 092-437-8944)

中間配当金支払い及び純資産減少割合の確定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 6 日開催の取締役会において、平成 25 年 12 月 31 日を基準日とする剰余金の配当（中間配当）について決議し、平成 26 年 2 月 6 日に発表いたしました「剰余金の配当（中間配当）に関するお知らせ」におきまして、純資産減少割合を「計算中」としておりましたが、下記のとおり確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 中間配当の内容

1 株当たり配当金	8 円 20 銭
配当金総額	42,312,000 円
効力発生日（支払開始日）	平成 26 年 3 月 7 日（金）
配当原資	その他資本剰余金
純資産減少割合	0.042（小数点以下 3 位未満切上げ）

2. 注意事項

今回の配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」に該当することから、税務上の取扱いが「利益剰余金からの配当」と異なりますので、別紙「第 1 期 中間配当に関するご説明」をご参照の上、ご注意ください。

また、株主の皆様個々のご事情によって、対応が異なりますので、具体的な税務上の手続等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

以 上

平成 26 年 3 月 6 日

株主の皆様へ

トラストホールディングス株式会社

第 1 期 中間配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成 26 年 2 月 6 日開催の取締役会の決議により、平成 26 年 3 月 7 日より中間配当金のお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「その他資本剰余金」でありますので、「資本の払戻し」に該当し、「利益剰余金」を配当原資とする配当金とは税金計算上の取扱いが異なりますので、そのお取扱い等について、ご説明させていただきます。

今回の配当金は、所得区分が「みなし配当」の部分と「みなし配当以外」の部分とに分かれ、「みなし配当」の部分は、税務上の配当所得として源泉徴収の対象となります。一方、「みなし配当以外」の部分は、「みなし譲渡損益」が発生いたしますが、税務上の配当所得ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご留意いただく必要があります。

株主の皆様が保有されている当社株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、ご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、以下に記載の「1. 今回の配当金の税金計算上のお取扱いについて」をご高覧のうえ、大変お手数ですが、お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談いただきたくお願い申し上げます。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の「取得価額」の調整方法等は、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。

敬 具

このご説明は、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様のご事情によって異なりますので、全てを網羅するものではございません。具体的な税務上のお手続等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

また、このお知らせは、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の説明資料になりますので、保管くださいますようお願いいたします。

このご説明は当社ホームページ (<http://www.trust-hd.co.jp/>) 上にも掲載いたします。

1. 今回の配当金の税金計算上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第 24 条、第 25 条等）

- ・今回の配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなり、税法の規定により「みなし配当」及び「みなし配当以外」に分かれます。
- ・「みなし配当」の部分は、税金計算上の配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収の対象となります。
- ・「みなし配当以外」の部分は、税金計算上の配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収の対象とはなりません。また、配当控除の対象にもなりません。確定申告の際はご注意ください。
- ・「みなし配当以外」の部分につきましては、(2) の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第 37 条の 10）

- ・税法の規定により、株主の皆様には「みなし譲渡損益」が発生します。
- ・以下の「① 収入金額とみなされる金額」から「② 取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等（「みなし譲渡損益」）に該当いたします。
- ・算出式は以下のとおりです。

（純資産減少割合及びみなし配当額は、後記（4）、（5）をご参照ください。）

$$\begin{aligned} \text{①収入金額とみなされる金額} &= \text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額} - \text{みなし配当額} \\ \text{②取得価額} &= \text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合} \\ \text{みなし譲渡損益 (①-②)} &= \text{①収入金額とみなされる金額} - \text{②取得価額} \end{aligned}$$

[例] 当社の株式を 1 株当たり 500 円で 1,000 株取得していた場合

①収入金額とみなされる金額

$$= 8 \text{ 円 } 20 \text{ 銭 (1 株当たり配当額)} \times 1,000 \text{ 株} - 0.5258187435 \times 1,000 \text{ 株} = 7,674 \text{ 円 (円未満切捨て)}$$

②取得価額 = (500 円 × 1,000 株) × 0.042 = 21,000 円 (円未満切上げ)

みなし譲渡損益 (①-②) = 7,674 円 - 21,000 円 = △13,326 円 (この場合は、みなし譲渡損)

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第 114 条第 1 項）

- ・税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下のとおりです。（純資産減少割合は後記（4）をご参照ください。）

$$\text{1 株当たりの新しい取得価額} = \text{1 株当たりの従前の取得価額} - \left(\text{1 株当たりの従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合} \right)$$

[例] 当社の株式を 1 株当たり 500 円で 1,000 株取得していた場合

$$\text{新しい取得価額} = 500 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} - 500 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \times 0.042 = 479,000 \text{ (円未満切上げ)}$$

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第 114 条第 5 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第 61 条第 2 項第 3 号に規定する割合）	0.042 (小数点以下第 3 位未満切上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第 23 条第 4 項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第 24 条第 1 項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成 26 年 3 月 7 日
みなし配当額に相当する金額の 1 株当たりの金額	0.5258187435 (小数点以下第 10 位未満切捨て)

法人税法施行令第 119 条の 9 第 2 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.042 (小数点以下第 3 位未満切上げ)

2. その他の参考情報

- (1) 「みなし配当額」については源泉徴収済みですので、原則として確定申告不要です。(税務上の配当所得として確定申告も可能です。)
- (2) 「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象ではないので、原則として確定申告が必要になりますが、証券会社によっては計算対象とする場合もございますので、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。
 - ① 特定口座の源泉徴収口座の株主様は、お取引の証券会社にお問合せください。
 - ② 特定口座の①以外の口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。
 - ③ 「取得価額の調整」が必要となります。
お取引の口座管理機関（証券会社等）が取得価額の調整を行いますが、全ての口座管理機関が実施するとは限りませんので、お取引の口座管理機関にご確認をお願いいたします。

3. 本件に関するご照会先

- (1) 「本説明書」についての一般的なご照会
当社株主名簿管理人
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL：0120-232-711
受付時間：9時～17時（土日祝日等銀行休業日を除く）
- (2) 株主様各位の取得価額の調整に関する具体的にご照会
お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談ください。
- (3) 税務申告等に関するご照会、ご相談
最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

以上